

## 【奨学金返還猶予制度のご案内】

みなさん、こんにちは。奨学課です。

これまで当財団では高校生から大学院まで幅広い学生を対象に貸与奨学金事業を行っております。貸与終了後は、しっかり次世代へ奨学金をつないでいくために返還を行って頂きます。

しかし、中には特別な事情により返還が難しい方がいらっしゃいますので、当財団では猶予制度を設けております。

(例)

- ・在学猶予
- ・一般猶予（進学準備、失業・休職、出産・育児、ご病気療養中、その他）

返還中に困った際は、当財団奨学課までお気軽にご相談ください。

(以下のURLの返還猶予制度を参考しながら、奨学金返還計画をたてていただければ幸いです。)

財団URL：[http://www.oihf.or.jp/scholarship/schola\\_yuyo.html](http://www.oihf.or.jp/scholarship/schola_yuyo.html)

奨学金返還猶予申請時の届出理由による証明書等一覧

<http://www.oihf.or.jp/scholarship/form/yuyoriyu2.pdf>

連絡先：098-942-9213（奨学課）

